

多賀城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月30日

多賀城市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正後の法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

多賀城市においては、おおむね平坦な農地が広がり、土地利用型農業の水稲作が盛んなことから、担い手への農地の集積・集約化については、農地中間管理事業等を活用しながら取り組んでいく必要がある。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となっており、今後さらに遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止及び解消に努めていく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、多賀城市農業委員会の指針として具体的な目標及び推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」が掲げられていることを踏まえ、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証及び見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和6年3月)	3 1 2 h a	0 . 8 h a	0 . 3 %
3年後の目標 (令和9年3月)	3 1 2 h a	0 . 5 h a	0 . 2 %

※管内の農地面積は、農業振興地域内の農用地区域の面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- (ア) 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。
- (イ) 従来から農地パトロールの中で実施してきた違反転用の防止及び早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。
- (ロ) 利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調査を行う。
- (エ) 利用状況調査及び利用意向調査の結果については、速やかに農地情報公開システム(全国農地ナビ)に反映し、農地台帳の正確な記録の確保及び公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を踏まえ、農家等の意向に応じた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査と併せて実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和6年3月)	312ha	202ha	65%
3年後の目標 (令和9年3月)	312ha	218ha	70%

※管内の農地面積は、農業振興地域内の農用地区域の面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域計画の策定及び見直しについて

農業委員会は、地域ごとの人と農地の問題解決に向け、「地域における農業者等による協議の場」を通じて認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置付け、それぞれの農業者の意向と地域資源の状況を踏まえた実現可能性の高い地域計画の策定及び実現に向け、市と連携しながら目標地図の作成及び見直しに積極的に参画する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、次に掲げる農地についてリスト化を行い、地域計画及び目標地図を基に農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを推進する。

- ・農地中間管理機構への貸付けを希望する復元可能な遊休農地
- ・経営の廃止又は縮小を希望する高齢農業者等の所有農地
- ・利用権設定期間の満了を迎える農地

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域においては、担い手の意向を踏まえた農地の集約化を図るため、利用調整や交換分合の検討及び利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、告示手続を経て、都道府県知事の裁定により利用権を設定することができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和6年3月）	0人 （ 0 h a ）	1法人 （ 1 h a ）
3年後の目標 （令和9年3月）	1人 （ 0.5 h a ）	2法人 （ 20 h a ）

※管内の農地面積は、農業振興地域内の農用地区域の面積とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

都道府県農業委員会ネットワーク機構及び全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向を有する認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の把握に努め、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

市、農業協同組合等と連携し、新規就農フェア等へ積極的に参加することにより情報収集に努め、新規就農者の受入れ及びフォローアップ体制の整備を図る。

ウ 企業参入の推進について

担い手が十分に確保されていない地域においては、企業も地域農業を支える担い手となり得ることから、農地中間管理機構等を活用し、企業の農業参入を推進する。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

(ア) 農業委員会の区域内において、高齢化等により農地の遊休化が深刻化している地域では、新規就農者について、農業経営の継続性や営農計画の実現可能性等を総合的に判断し、その参入を促進する。

(イ) 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）が円滑に地域へ定着できるよう、地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担うものとする。